

申請様式等は、湯浅町ホームページからダウンロードしてご使用ください。
①～③の補助金については、受付終了後、審査会を実施したのち、交付決定となります。

①地域イベント助成事業補助金のご案内



地域活性化のため、民間団体等が実施する住民主体のイベントを対象に補助を行います。

- 受付期間 4月1日(水)～4月30日(木)
- 補助金額 上限50万円
- 対象事業 観光振興等、地域の活性化につながる事業



▲湯浅町ホームページ

②特産品等開発奨励補助金のご案内



湯浅町の産品を活用した新たな特産品の開発に補助を行います。

- 受付期間 4月1日(水)～5月29日(金)
- 補助金額 上限50万円 ※予算の範囲内です。
- 対象事業 湯浅町の産品を用いた加工品や工芸品など、新しい特産品となる商品の開発
- 対象要件
 - 町内に住所を有する個人または法人
 - 町内に店舗または事業所を有する方
 - 販売が見込まれること
 - 将来にわたって町の特産品として定着が期待されること



▲湯浅町ホームページ

③創業支援事業補助金のご案内



産業の振興及び活性化のため、町内で創業する方に補助を行います。

- 受付期間 4月1日(水)～6月30日(火)
- 補助金額 上限100万円 ※予算の範囲内です。
- 対象者
 - 新たに事業を開始する方
 - すでに事業を営んでおり、業種転換などで新事業を開始する方



▲湯浅町ホームページ

④空き家改修事業補助金のご案内



町外から湯浅町に移住する方に向けた空き家の改修を補助します。

- 補助金額 対象となる経費の3分の2(上限100万円) ※予算の範囲内です。
 - 対象事業
 - 町外からの移住者に向けて空き家を改修し、居住させる事業
 - 町外からの移住者が、移住するために空き家を借り受けまたは購入し、改修する事業
 - 対象要件
 - 築20年以上の空き家
 - 移住者が65歳未満の方
 - 改修した空き家を5年以上活用すること
- ※共同住宅や長屋等の一部を売買、賃貸借する場合は対象外



▲湯浅町ホームページ